

パリ駐在 日本公使館「外交入門」 Diplomatic Guide (一八七四年刊)(下)

横 山 伊 徳

第十章 往復書翰と書式

外交連絡に使われている文書の様々な書式は、ある程度相互に区別されている。そしてそれぞれの性質を十分正確に定義することはそんなに難しいことではない。しかし、それぞれの場合に応じてどの書式を用いるべきかについて、その正確な状況と詳細を説明することなく、理論的に

これを決定するというのは必ずしもそううまく行くものではない。外交官が、文章にどう形式を与えるのが最良かというその形式を決定するには、しばしば判断と経験が必要とされる。そのような決定にたどりつく規則をあらかじめ完璧に書き下ろす試みは、空しいものであろう。もちろん、このような留保は、本省や公使館の通例の日常的な往復書翰にはあてはまらない。これらはほとんどの場合通常の公式文書のみで行われている。ここで対象としているのは、外交官が書かなければならない、もっと微妙で重要な連絡事項についてである。これらはその本質上、狙いとするのが最大限うまく行くような書式とそれに付随する特徴をそなえて表現されなければならない。そのような場合における文書選択のトランプルを少なくするために、各種の文書についてその利用法についての考え方の概略を述べておくことは、やはりかなりの程度有効である。既に使われなくなったいくつかの任命文書を徐げば、現在外交のために使わ

れている主要な文書は、書翰 Letters・覚書 Memoirs・覚 Memoranda・回状 Circulars・布告 Declarations・抗議 Protestations・署名入りまたは署名なしの公文 Notes である。声明 Proclamations や宣言 Manifestoes はここには含まれない。なぜならこれらは国内向けに限定されたもの national であって、純粋な意味での外交上の公表行為 Publications ではないからである。

書翰はいつも一人称である。日付が最初に記される。これら書翰は送り手と受け手の地位に応じて、儀礼的な文言で文章を終える。同等もしくは目上の者にあてられたときには、通例書翰には書き手の地位についての称号なしに署名される。目下の者に対する書翰では、(その国の習慣に応じて署名の前だったり後だったりするが) 地位はごく普通に記述される。外務大臣とその在外交官との間に交わされる書翰は公信 Despatches と呼ばれている。

覚書 Memoirs は常に三人称である。署名がある場合は、簡単に、儀礼上の形式などは伴わないものである。しばしば署名なしで済みますこともある。事実を詳細に説明するためや、すべての関連する事柄を含めて事態を明らかにするため、あるいは、歴史や法律から先例を求め、ある論点について賛成するにしろ反対するにしろ議論を展開するために使われるので、一般的にはかなり長い。署名のない場合は、その出

所を明示し、その正統性を証明するために署名入りの公文か書翰が付くことがある。

覚 Memorandum はしばしば覚書 Memoirs と同じものと考えられることがある。しかし、多くの人は、これら二つの間には相違があるという意見である。後者は、重大で長文の伝達のためのものであり、覚はあまり複雑でなく短めの文章に用いられる。

回状は、同時に数人の人間にあてられた同じ書翰の数通の写を現わす用語である。このような書翰は、同時にいくつかの宮廷や外交官に同じ様な伝達を行なうことが必要なときはいつも、外務大臣が利用する。

布告は、その名が示すように、意見や意図あるいは事実についての公式のはっきりとした声明である。三人称で書かれる。

抗議は、他者の行為や主張に反対してなされる。発生したりあるいは発生しそうな何かに対して、公式の反対を記録に留めることが必要なときには必ず、これが提出される。

公文は、覚書とはその著しく単純な点で、すなわち通常は短いことで区別される。これは三人称である。書き手の公式な資格の表示は（署名があるとして）最初に、「署名者、すなわち何々大臣は」等という言葉でなされる。日付は最後である。署名のない公文は、「口頭公文」*verbal note* と呼ばれる。もちろん、署名者という言葉はこのなかでは用いられない。

原則として外交文書というのは、公式 *official* であるか、機密であるかの何れかであろう。そして公式の往復書翰はその国の議会や他国へ見せなければならぬ可能性があるがあるので、大臣も使節も、ある種の留保をつけてこれらを起草することを余儀なくされる。公式往復書翰は公表されるかもしれないということを考えると、私的な機密書翰が、すべての微妙な問題や意見の表明に用いられることとなる。これらは決して公表

されない。

これらすべての種類の通信の文例は、フランス語では、外務省文書室や De Martens の *Guide Diplomatique* 第三巻に大量に見出すことができる。英語では、議事に報告されたブルーブックである。しかしながら、これらの例を詳細に見てみると、単なる概要の場合を除いて、二つと似たものはなく、それぞれはその個別の事例における必要に応じて起草されており、したがって、他の事例における文例として見なすことはできない、ということが判る。もちろん、「外交文体」と呼ばれるものが何であるかについての考えを与えてくれるし、その点ではこれらはいま参考することができよう。しかし、外交を学ぶものにとって、これがその役に立つ程度である。また、この限定された利用方法においてさえ、これが書かれている言語についてのみ例として役に立つのであって、他の言語では文体の例としては使うことはできない、と頭の中に入れておかなくてはならない。英語の文書において用いられた外交上の言葉づかいは、一般的な例としては、フランス語の文書を書かねばならないときに何の役にも立たない。これと同じ違いがすべての言語について存在する。各国はそこで見られない独自の書式を持っており、これは他のどこでも使われてはいない。この点ではイギリスは非常に簡単で、フランスやドイツは複雑な儀式ばった様々な書式を用いている。結論は、公式書翰はそれが書かれる言語に応じて文体と形式が変化し、この点についての一般的な指示というものは与えられない、ということである。

外交通信に用いられる言語についても普遍的な原則というものは存在しない。英国外務省は英語でのみ自らの往復書翰を書く。大陸側の外務省は、自国語かフランス語を用いる。しかし現在は、フランス語のみが暗黙の内に認められているが、当然のことながらフランス語を話す国々を除いてはこれを用いることが義務であるとは考えられていない、と理

解されつつあるようだ。かつては外交目的のための共通語としてはラテン語が極めて一般的に用いられていた。スペイン語もフィリップ二世の時代とスペインの優勢な短期間にかなり用いられた。しかし、ルイ十四世の時代になるとフランス語が一般的に用いられるようになり、暗黙の内に国際的な通信の標準的な方法として受け入れられた。現在は、しかしながら、少なくともある程度までは各国が自分の言葉を使うようになっており、フランス語は、かつてよりは普遍的に知られるようにはなっていない。

外交官の職務に関する章で述べられた所見が、往復書翰の問題についても繰り返されることとなる。書翰や、報告、文書を手準備するには、その章で列挙されたのと同じ能力を必要としている。個人的な経験と知力に優る文例はない。

最後に、政府間の往復書翰は二つの異なる経路によってなされるといふことを述べておかねばならない。各国は他の諸国とそこにいる自国の代表部を通じて通信する。これは、他の政府に何か通信があるとき政府は、通例首都にいる他国政府の使節にその通信事項を宛てるのではなく、他国の首都にいる自国の使節を通じて通信事項を伝達する、ということの意味している。この原則の例外は稀であり、あまり問題とはならない。すべての国家の慣行は、他国からの通信事項をそれらの国の自国にいる代表部を通じて受け取るのであり、他国への通信事項や通信された事項に対する返信を、その他国の宮廷にある自国の代表部を通じて送信するのである。通信事項への返信は、それゆえ、その通信事項を伝えてきた外国使節に直接与えられる必要はないのであり、それらは、通例では、他の宮廷にいる返信する側の国家の代表部を通じて提出される。これが外国に公使館を設立する主たる目的でありその利用方法である。

第十一章 主権者間の書翰

この種の往復書翰については、Hefter の記述が引用しうる。彼は次のように言う (p. 445)。

「主権者が相互に書く書翰は、国益に関する書翰であっても、通例特殊な用語で綴られている。これらはその詳細に触れることなく、事態の表面に軽く言及するのみである。使われる書式は、主権者の相対的な地位と扱われる主題に応じて変化する。時に、主権者自らが自分の外交官を支えるために直接交渉に干渉することがあったり、相互にある特定の人物やある特定の問題を推挙したりする。

これらには儀礼書翰 Ceremonial letters、秘密書翰 Cabinet letters、親書 Autograph letters が用いられる。

儀礼書翰 (Lettres de Conseil とか Lettres de Chancellerie) は、厳格にすべての礼儀作法を守っている。前置きの部分で書き手のすべての称号が、正確に述べられる。もし、王位にある主権者だったらこれらは、『神のご加護により』という言葉が先行する。その次に、手紙があられた王族の称号が来る。彼らは兄 brother とか姉 sister とかいう別称 additional name で呼ばれるが、これは王や女王が相互に与えあったものである。……書翰の本文では、書き手は自分自身のことを我々と言ひ、受け手をそれぞれに応じて陛下 Your Majesty、殿下 Your Highness などと呼ぶ。書翰は普通の挨拶で終わり、居所と日付、署名、大臣の副署、大國璽がくる。

秘密書翰は、文体はさほど厳格ではない。ヘディングは非常に簡単で、拜啓 Monsieur mon frère, Madame ma sœur, であり、目上には陛下 Sire となる。書き手は、自分自身を私と言ひ、手紙は結論の一部をなすある種の儀礼的な表現で終る。これらの書翰は、中くらしいの大き

さの封筒に入れて送られ、これは、小国壘で封印されている。

親書は何の儀礼的な称号を持たず、ごく普通の文体で書かれる。同等の主権者の間では、これは友好の印である。目下に対しては、これは、評価と感情の独特な印象を生み出している。

これらのうち、どれを用いなければならないという、一般的な義務強制はない。しかし、儀礼書翰や秘密書翰は国家の公式往復書翰の一部をなし、前者は対等な国家間もしくは目上の国から目下の国へでのみ使われると考えられなくもない。下級の諸侯は、ある修正を施さない限り、これらの書式を目上に対して用いることはできない。」

この主題についての詳細と様々な種類の書翰の例については、De Martens の *Guide Diplomatique*, vol. iii, pp. 320-369 に見出すことができる。

第十二章 文書の文例

大使信任状

拜啓。大兄。幸いなるかな、英国と仏国との間に存する調和と理解を不断に維持せんと欲し、余は、我が連合王国上院議員、我が枢密院議員、パース大十字勲爵士たるリヨンス卿を、我が特命全權大使の資格にて皇帝陛下の宮廷に常駐せしめんと選び出せり。我が外交における他の重要な高位に就きし際の、彼の能力と熱意を長く知るがゆえに、余のなせる選択は皇帝陛下に完全にかない、リヨンス卿は、陛下の同意と評価を得え、余が信頼の新たな名声をうけるにふさわしきことを明らかにすべく、大使としての義務を果たすものなりと確信す。

それゆえ余は、リヨンス卿が余から陛下に連絡することすべて、就中、余の不変の愛着と尊敬を皇帝陛下に保証し、余が持てる真摯なる友好と尊敬の念を陛下に表さば、陛下のこれに全幅の信任を与えられんこ

とを乞うものなり。敬具。

皇帝陛下の善良なる妹

ビクトリア・R

ウィンザー城にて

一八六七年七月十日

善良なる兄たるフランス皇帝へ

大使若しくは公使信任状

元帥マクマオン、マジヤンタ公、フランス共和国大統領より何々国王陛下へ

* フランスと何々国との間に存する友好関係を妨げまじと、我らを励する強き望みにより、我らは、陛下のもとに何々氏を大使（もしくは全權公使）の資格にて遣わさんと選出するを決せり。彼の周知の能力、慎重さ及び協調心につき、我らは特に知りたるにより、彼に託せる使節において、彼は我ら双方の意を満たすに相違なしと、確信するものなり。我らは陛下にフランス国のこの新しき大使（若しくは新しき公使）を快く接受され、我が方を代表して陛下に彼の申上ぐることすべてに、就中陛下の幸福と何々国の繁栄のために我らがなせる祈念を語らんときは、信用なさるるよう願うものなり。

何日、パリにて記す

元帥マクマオン

マジヤンタ公

公爵デカーズ

* 前任者の死亡後に送られる信任状では、次のようになる

幸いなるかな、フランスと何々帝国との間に存する外交関係に何らの中断もなからしめんと欲して、我らは、何々氏の悔やむべき死による空席を補わんことを決し、何々氏を選べり。

弁理公使信任状

大臣閣下。元帥共和国大統領は、フランスと何々王国との間に存する友好関係を深め、拡大せんと欲し、閣下のもとに弁理公使の資格にて何々氏(称号や勲章を記す)を派遣すべしとの命を我に与えり。この外交官の品格、すなわちその性格、慎重さと協調心により、相違なく彼は閣下の評価と信頼を得、彼の行いはすべて共和国政府の是認に値せんと、我は納得せり。我は閣下に、何々氏を好意を以て迎え、閣下の力の及ぶかぎり、その使節団の義務を達成するに便宜を図られんことを願うものなり。

我が深き尊敬の念を了とされたし。

閣下の忠僕(外務大臣署名)

パリにて、何日

何々国外務大臣某閣下

全権状

元帥マクマオン、マジヤンタ公、フランス共和国大統領より、この書状を見るすべての人へ。

拜啓。何々国王陛下と協調し、フランスと何々王国との間に存する(通信上の、商業上の、等等)關係に便宜を図り、これを拡大すべくもつとも適切なる手段をとらんとして、我らはこのために特別の条約(若しくは協定)を締結するを適当ならんと思えり。これ故、何々氏(名前および資格)の職務に対する能力、慎重さ、情熱、献身をまったく確信し、我らは彼を任命し、正当なる全権を同等に備えたる何々国王陛下の側の一人若しくは複数の全権と共に、両国の利益のために我らが提案せる結果を招来するに必要と判断せらるる条約、協定もしくはその他の証書について交渉し、締結し、署名せんがため、全権を委任す。この我が全権がフランス共和国の名において制定するすべてを、直接間接

を問わず、如何なる理由、如何なるやり方にせよ、これに決して反せずまた反することを許さず、しかるべき期間ののち、我らが交付せしめんとする批准書を条件として、成し遂げんことを約さん。これをもって、ここに共和国国印を押さしむ。

何日、パリにて記す

元帥マクマオン

(署名) マジヤンタ公

フランス共和国大統領により

外務大臣

(副署) 公爵デカーズ

大使解任状

拜啓、大兄。連合王国貴族、我が枢密院議員にしてガータ勲爵士ならびに、パース大十字勲爵士たるカウレイ伯は、陛下の帝位に就かれし以来、陛下の宮廷に特命全権大使の資格にて駐在すれども、その大使職を辞するを我に乞えるがゆえに、我は彼の要請を容れ、皇帝陛下の許を離るべく指示せり。

我は、カウレイ伯の大使職に在りし時、有能にして熱意を持ち誠実に我が命を實行せるに満足す。彼を遇せし皇帝陛下の数々の好意により、彼の永きにわたり意義深く果たせし名誉ある重要な職務の終了せんことに対し、我と同じ後悔の念を陛下の共有するを信ず。敬具

ヴィクトリア・R

ウィンザー城にて

一八六七年六月二二日

我が善良なる兄、フランス皇帝へ

公使解任状

元帥マクマオン、マジヤンタ公、フランス共和国大統領より、何々国王

陛下へ。

フランス共和国何々国駐在公使某氏の表せる、フランスへ帰国せんと
の要望を聞き届くるは時宜にかなえりと考え(あるいは、某氏を他の外
交職に任ぜんは外交業務にとり有益なりと考え)、我らは陛下に暇乞い
をするを某氏に許せり。陛下の許にて某氏の果たせし、派遣のこの最後
の業務を完遂するに際し、何々国への駐在中彼に賜りし陛下のご好意す
べてを陛下に謝するため、某氏がこの機会を活かさんことを、我らは信
ず。

陛下の幸福と何々王国の繁栄とを我らが望めることの新たな保証を
陛下に呈するに、自ら進んでこの機会をとらえるものなり。

何年何月何日、パリにて記す

元帥マクマオン

マジヤンタ公

公爵デカーズ

解任状答翰

元帥マクマオン、マジヤンタ公、フランス共和国大統領より、何々国王
陛下へ。

何々国大使(あるいは公使)の資格にて某氏のバリにて果たせし派遣
を、陛下が終了せらるるを我らに報ぜし陛下の書翰を、我らは受領せり。
その経験のある配慮と情熱は我らの尊敬するところにして、かくして彼
の任務を果たせしを我らは評価せざるを得ず。帰国にあたりて、我らの
陛下にあてし尊敬と友好の念を、また我らの何々国の繁栄を望めるを、
某氏が陛下に相違なく表わさんことを信ず。

何年何月何日、パリにて記す

領事認可申請書

大臣閣下。女王の、何処の英国領事として某氏を任命し給いしによ

り、英国外務大臣は我に、この紳士がその業務を開始するに必要な認可
状を、閣下を通じ何々政府に申請すべく訓令せり。

某氏を上記の資格に任命する女王の委任状を、もはや必要のなからん
ときに閣下これを返却されんことを請いて、ここに提出申し上げるもの
なり。敬具

署名(大使)

領事委任状

元帥マクマオン、マジヤンタ公、フランス共和国大統領より、この書状
を見るすべての人へ。

拝啓。何処駐在領事(或は総領事)職を任ぜんと欲し、某氏の才知、
誠実、情熱、共和国の利益への忠誠を知りて、我らは上記の職を果たさ
んがため彼を選出せり。我らはこれらの理由により人物を定め任命しき
たりしが、いままた本状により、法規に則り彼に託せる職務をこの資格
にて実行すべく某氏を選任す。某氏が、我らが訓令の留保のもと、領事
管轄区域内の港における副領事および領事官を指揮する権限と共に、上
記の職に付随せる名誉、権限、優位、特権を享受する事を欲す。すべて
の航海者、商人、その他フランス市民に、彼を認め、彼に従うべしと命
ず。また、何ら障害も妨害もなく自由に某氏がその職務を遂行するを可
能ならしめんがため、何々国駐在フランス大使(或は公使)に、上記の資
格にて某氏を認知せしむるべく伝達す。本状をもって、我らはここに共
和国璽を捺印せしめたり。

一八七何年何月何日、何処にて

元帥マクマオン

マジヤンタ公

共和国大統領により

公爵デカーズ

領事認可状（領事が任命された先の国の臣民の場合）

第一 他国の外務大臣、もしくは総領事ないし領事により領事が任命されたときに用いられる書式

フランス共和国外務大臣は、ロシア外務大臣（或は何処駐在ロシア領事）の、某氏を何県何処のロシア領事（或は副領事）に任命せる何年何月何日付の委任状を熟察しければ、共和国大統領の名において、また、この点につき大統領が外務大臣に付与せる特別なる権限に依り、上記の領事（或は副領事）にロシアの海員および商人の利益のために委託されし職務を履行するを許諾す。しかしながら、これは、フランス市民という立場においてはフランス法により課せられし、何であれその身体財産に対する業務から逃れんがため、領事（或は副領事）の肩書を某氏は悪用しえず、との留保のもとにてなり。それ故、下名の者は、上記の県の行政司法当局に、何処のロシア領事として某氏を認知し、上の職務を完遂せんがため必要な便宜を某氏に付与し、この許可の実行を監視すべしと要請す。当該当局は必要ならば何処にてもこの実行を記録に留めしむるものなり。

一八七何年何月何日、何処にて

公爵デカーズ

外務大臣により

領事通商局長

署名 誰

領事認可状（領事が任命された先の国の臣民の場合）

第二 他国の主権者によって領事が任命された際に用いられる書式

フランス共和国大統領は、オランダ国王陛下の、某氏を何県何処のオランダ領事に任命せる何年何月何日付の委任状を熟察しければ、某氏を友好裡に待遇せんと欲し、某氏に委託されし職務を履行する許諾を彼に

付与す。また、上の職務を何の拘束なく完遂せんがため領事（或は副領事）として彼を認知せんことを、すべての行政司法当局に命ず。しかしながら、これは、彼の個人的になせる契約に対し訴追されたる事件において、何らの特権を申し立つるをえず、との留保のもとにてなり。また、某氏はフランス市民なるがゆえに、共和国大統領は、オランダの海員および商人の航海に対する、その職務や上記の領事（或は副領事）の仕事に関する事項を妨ぐることはなけれども、すべての司法行為を彼に禁ず、と了解す。また、彼はフランス法により課せられし、なんであれ彼の身体財産に対する義務から逃がることを得ずと宣言す。大統領は上記の当局に、この許可の実行を監視すべしと厳命す。必要ならば何処にてもこの実行を記録せしむるものなり。

一八七何年何月何日、何処にて

元帥マクマオン

マジヤンタ公

共和国大統領により外務大臣

公爵デカーズ

領事認可状（領事が任命する国の臣民の場合）

第一 外務大臣、もしくは総領事ないし領事により領事が任命されたときに用いられる書式

フランス共和国外務大臣は、ポルトガル外務大臣（或は何処駐在ポルトガル領事）より宛られたる何年何月何日付の、某氏を何処駐在ポルトガル領事（或は副領事）に任せる委任状を熟察しければ、共和国大統領の名において、大統領の大臣に授与せる権限に則り、ポルトガル海員及び商人の利益に関し委託せらるる職務を履行するを、上記の領事（或は副領事）に許す。従いて、下名の者は上記の県の行政司法当局に、某氏をポルトガル領事（或は副領事）の資格に認知し、前述の職務を障り無く完遂

するに必要な便宜を彼に与え、この許可の実行に注意するべく促すなり。必要ならば何処にても彼らはこの実行を記録せん。

一八七何年何月何日何処にて

公爵デカーズ

外務大臣により

領事通商局長

署名 誰

領事認可状 (領事が任命する国の臣民の場合)

第二 他国の主権者によって領事が任命された際に用いられる書式

フランス共和国大統領は、日本皇帝陛下の某氏を何処県何処駐在領事に任命せる委任状を熟察しければ、某氏を厚遇せんと欲し、日本海員及び商人の利益に関し委託せらるる職務を履行し、その職務に付随せるすべての特権・免除・優位を享受する許可を彼に与う。彼の上記領事職務を妨げなく完遂すべく何処駐在日本領事(或は副領事)の資格にて某氏を認知すべしと、司法行政当局すべてに命ずるものなり。しかれども、もし某氏の私的に結べる契約証書に照らさば彼を訴追するを得、また同じく、何らの特権を対峙するを許さざるは慣例なり、との留保条件に於いてなり。大統領は上記の当局に、この許可の実行を監視すべしと厳命す。必要ならば何処にても彼らはこの実行を記録せん。

何年何月何日、何処にて

元帥マクマオン

マジヤンタ公

共和国大統領により外務大臣

公爵デカーズ

委員任命状

元帥マクマオン、マジヤンタ公フランス共和国大統領は、何々国皇帝

陛下と協議の上、フランスと何々の通商関係の維持発展の保証を貴君(称号と資格を記す)に求め、この目的を達するには条約・協約・合意、ないしは、両国の利益に関し我らの申出づる結果を招来するに至当なりと判断せらるる特別文書を締結するが最良なりと思えり。これゆえ、貴君の経験と職務に対する情熱と献身を信じ、貴君をフランス政府委員に任命し、本状により、貴君に上記資格を委任す。我が外務大臣によって貴君に与えられん訓令に従い、貴君に委ねられたるすべての問題を吟味し、必要と判断さるるがごとき規則を決定せんがため、適當なる委任を得たる一人ないしは複数の委員と会合する権限と特別教書を与えるものなり。これを以って本状に共和国璽を押さしめり。

何年何月何日、パリにて

(元帥署名)

(大臣副署)

注。委員によって締結された合意は、必要な権限を正当に付与された全権によって調印される。

誕生ないし結婚通知

大兄。余と余が家族の幸福のためにとの陛下のご尽力に心服し、余は陛下に王妃(ないし皇妃)誰が、何月何日云々と名付けし王子何々を生みたる(何月何日何処にて皇太子誰と王女誰との結婚の祝われし)を急ぎ知らせるものなり。

余は、この幸いなる出来事の余に与えたる喜びを陛下が共にせられんことを望み、陛下と王室(或は皇室)の永久なる繁栄を心から願いて、余の深い尊敬とそこなわれることなき友好の印をこの機会に再度陛下に示さんとす。

大兄

陛下の小弟

死亡通知

ナポレオン

大兄。最も深い悲しみを以って、余は陛下に、何月何日何処での我が最愛の従兄弟(名前)の死亡を告知するものなり。陛下の常に余に示せる友好の気持ち、この悲しき出来事に余の抱く哀悼を陛下も共有せられんとの確信を与う。余は神の摂理が、陛下と王室(或は皇室)からかくも辛き試練を遠ざけてくださらんことを心から願ひ、この機会に陛下に云々を示さんとす。(その他は他の通知状におけるのと同じ)

誕生通知答翰

大兄。余は、陛下の余に宛られたる書翰により、某女の幸福なる出産と彼女のこの世に生みたる何々との名づくる某子の誕生を、大いなる関心をもって了解せり。余の陛下に対する友好の気持ちによりて、余は陛下に対し、貴王室(或は皇室)や臣民にとり、かくも重要な出来事を相違なく共に喜び、また、御誕生の王子の将来を祝福申し上げん。取り急ぎこの機会に寄せて、陛下に余の心からのお祝いを申し述べ、余の深い尊敬とそこなわれることなき友好の印を再度陛下に示さんとす。

大兄

陛下の小弟

ナポレオン

結婚通知答翰

大兄。陛下の弟何々君の結婚を知らされし御通知を真なる喜びを以て受領せり。余は、至極当然ながら陛下とその王室に関するすべてのことに関心を持ちし故、このめでたき出来事、王室(或は皇室)の新しき繁栄の証しの、陛下に与えし満足を共有せざるを得ず。余はこの若き夫婦の幸福を心より願ひ、陛下に対し、この機会に余の深い尊敬と変わることなき友好の印を再度示さんとす(その他は、前の手紙に同じ)。

死亡通知答翰

大兄。余は、余に誰々の死を告知せんがため余に書き送れる書翰を受領せり。この痛ましい出来事の陛下に与えし悲嘆を余が共有せざるを得ざるは、陛下これを疑うことなからん。余は陛下と喪を共にし、神の摂理が、王室(或は皇室)からかくも辛き試練の策略を遠ざけ、また、余の深い尊敬とそこなわれることなき友好の印を再度陛下に示す最もよい機会を余に与え下されんと、余は心から願うものなり。

大兄

陛下の小弟

ナポレオン

第十三章 会議と協議会

会議 *congress* と協議会 *conference* との実質的な唯一の相違は、通常政府が後者より前者の方により高位の代表者を送るという点である。理論的には、しかしながら、会議は決定し締結する権限を持っていることになっており、協議会は議論し準備することができるだけである。それゆえ、ムールダイクやゲルトルーデンブルクの協議会はユトレヒト条約のやり方を準備しただけであった。しかし、ミュンスタ、エクス・ラ・シャペル、ラシュユタット、エルフルト、ブラハ、シャティヨン、ウィーン、ライバッハやヴェロナの会議は多かれ少なかれすべてその結果において直接的であった。しかし、条約を締結して終了した協議会の例もある。この二つの会合の目的の違いははっきりしていつでも通例するとは言えないようである。これら二つの集まりは、*De Martens* によって次のように定義されている (*Guide Diplomatique*, vol. 1, p. 178)。

「講和交渉や一般政策上の紛争点を解決するために各政府によって任命

された使節の会合である」

これら会合の働きについては、彼は次のように記す (p.180)。

「全権が会合場所に到着し……公式訪問がなされ、開会の日取りが決まったなら、最初の会合が開かれ、議長が選出される。議長は通例会議が開かれる国の代表がなるが、しかし、中立国の仲介のもとで交渉がなされるべき場合は、そのような国の代表部が当然議長となる。選出後、議長は書記を任命するが、会議の議事録はこの書記に委ねられる。全権は次に各自の全権委任状を照合させ、これらの書類が正当な書式であることが確認されたら、議長は、一般的な言い方をすれば論すべき問題を明示する……各自は、これらの問題が議長一人によって議題として提出されるのがよいか、あるいは各自が順々にこれを述べるのがよいか、あるいはまた、現在は通例のやり方だが、各全権が各政府の関心とする点を申し立てるのがよいか、を決める。……

議論される事項のばらつきがある場合、多数の全権がこれを取り扱ったときには特に、(Process-verbal とか Protocol とかの) 議事録を各会合毎に起草することが非常に大切なこととなる。これは出席者全員によって署名され、表明された意見と議決結果を記したものである。各使節はこの議事録の写しを本国に送り、審議の進行について本国に知らせようとする。……

各国から普通は複数の全権が任命される。……

議論が尽きたら……会議は普通は最終議定書 final act に署名して終了する。これは議論の結果採用された最終的な結論を述べ、条約や宣言若しくは一般議定書(締約要録)の形をとる。」

Heffer はこれらの会合についてもっと一般的な説明を与えている。

すなわち、曰く (p.449)。

「会議は現在、重要な問題を論ずるための外交上の会合として好まれる

形態になりつつある。主権者が時には自らこれに出席することがあるが、一般的には、特別の全権によって構成されている。……

利用されていた唯一の外交上の会合は、かつては、全面講和によって戦争を終らせるために一同に呼び集められた会議と、主権者間の私的な会合だけだった。後者では、主権者たちは自分たちの関心事について話し合った。今世紀の初頭から会議は新しい性質を持ち始めた。現在会議は、現存の和平状態を完全に強固にし、その結果を発展させ、将来の危難を防ぎ、相互の行動の方法を調整するために用いられている。……協議会は、各国が使節を代表派遣するが、会議ほど正式なものではない。……

各国は、会議や協議会を提案する主導権を行使しうる。会議の目的・場所・形式がまず合意される。全権が派遣される。直接関係のない第三国は出席を要求できない。しかし、何が起こるかを観察し、その会議について関知しておくため、代理を派遣することができ。……

決定は多数決によって採択されない。全会一致が不可欠である。各参加者は退場する権利を持つ。……議長は議論を指揮する以外の特権を持たない。署名はアルファベット順になされる。」

Calvo は次のように言う (vol. 1, p. 800)。

「審議のやり方やそこに出色された問題の本質において、協議会は会議に似ている。しかし、前者は、それを構成する人員の状況において後者と異なっている。会議では、主権者や外務大臣が時には出席するのに、協議会は特別使節のみからなっている。」

第十四章 条約と協約

条約の最も明快で最良の定義は、Calvo のそれ (vol. 1, p. 685) である。彼は言う。

「協約や条約は、二ヶ国もしくはそれ以上の国が約束する書かれた法令である。自然法的な義務や権利を確認するにしろ、あるいはそれらに加えたりそれらを減らしたりするにしろ、いずれにせよ、これらはその国々にある種の強制的な義務を与えるものである。これらの形態、本質、効果を考えて、条約は一時的なものや恒常的なもの、属人のもものと対物のももの、平等なものと不平等なものに別けられる。

一時的な条約は、一度きりの単一の法令によって遂行されることながら取り扱う。恒常的な条約は、ある期間連続的ないし継続的に実行されることを意味している。但し、この期間を予め限定しなくてもよく、永久ということもある。……

属人条約とは、条約を締結した主権者の人身に固有のもので、その死と共に消滅する。……対物条約は、その主題にのみ依存し、条約を交渉した人格には何の関係もない。これは国家全体を拘束し、政府の形態に如何なる変化が起ころうと強制力を保持している。その有効期限が明示的に限定されていない場合は、条約を生んだ原因が存在する限り存在する。……

平等条約を締結するには、その条件が、絶対的な対等であれ、各締結国の委任状に応じた対等であれ、双方にとって等質なものでなくてはならない。一方が他方より多くなすことを約束したり、あるいは一方が……ある意味で他方の従属下に置かれたら、平等は消滅する。……

実際、条約とか協約という言葉は、あまり区別されずに使われている。しかし、一般的に言って、後者の用語は、単一の明示的に限定された目的に用いる、比較的重要ではない約束を意味している。郵便協約・電信や版權協約などがその例である。……

カルテル(Cartel)という言葉は、捕虜と脱走兵の解放もしくは交換のために交戦国間でなされた合意にのみ使われる。……

条約はその対象として実に様々なものを含んでいる。

安全保障条約は、第三国によって損害を受け、あるいは脅威を受けた場合に必ずその国を助けるようある国が約束するものである。……

保護条約は、弱小国に、どんな場合でも、それが誰であれあらゆる敵に対して、強国の保護を保証するものである。そのような例は、イオニア諸島の保護権をイギリスに、タヒチのそれをフランスに付与した条約がある。……

中立条約によっていくつかの国は、中立国としての権利を確立し、自らこれらの権利を尊重するために義務を受け入れる。……スイス・ベルギー・ギリシャの中立はこれによって保障されてきた。

同盟条約によって二ヶ国ないしそれ以上の国が、互いに支え合い共通の敵を攻撃するために一緒に共同する。同盟は、攻撃同盟と防衛同盟とに別れている。……多くの場合、同盟条約はこの二つの特徴を兼ね備えている。……

友好条約は、同盟条約とは異なる。なぜなら、これは二ヶ国民の間の好意の印にすぎず、互いに助け合うという義務を課してないからである。……

報酬条約は、ある国が交戦国に報酬金か、あるいは部隊や艦隊に一定量の援助を供与することを約束するものである。……

連合条約によって……各国は、ある公共サービス、例えば郵便や電信、税金、度量衡などを機能させるために統一的な規則をその国々間で確立する。……そのような条約の効力は、それゆえ、政治的なものばかりではない。これらの国々は自ずと一まとまりを形成する。……ドイツ関税同盟がそのような連合のよい見本を与えてくれる。

連邦条約は、締結国すべてに共通な恒常的な機構によって……いくつかの国を結合する。……スイス連邦、アメリカ合衆国、カナダ領がその

例である。……

境界条約は国家間の境を確定する。……

譲渡および交換条約は、ある国から他国への領土の移譲を規定する。

司法条約は、ある種の事柄が……特殊な法廷で判断されることを規定する。……ラインやドナウのように国際河川の航行の条件を規定するときに多くは用いられる。

領事条約は領事の特権……とその国民に対する司法権を確定する。……

通商航海条約は……商業取引と海上輸送に関するすべての問題を含んでいる。……これは通例、最恵国の基礎の上に相手を取り扱うことに、各々が合意するという条項を含んでいる。……この条約の形態や条件はまったく区々である。……

逃亡犯引渡条約の目的は、逃亡犯をその国の司法の許へ引き渡すことにある。……

協約は、既に述べたように、文学や芸術作品の著作権、産業上の発明、設計、商標のために用意された国際的な契約、あるいはまた、郵便・電信・鉄道についての合意に与えられた名称である。……

平和条約は、呼び名のとおり、交戦国間の戦争を終了するための合意である……しかし、これは通例、追加として、ある種の保証や特殊な条件を規定している。

宗教協約 Concordat とは、カトリック教会とカトリック教国との間の関係を規定し、……これらの国々で……教会の原則と組織についての問題を規定する条約に与えられた名称である。宗教協約では、法王は現世の王侯としてではなく、カトリック教の長として、僧侶界の主権者として取り扱われる。」

Kiuber (p. 181) は、条約の本質について次のように定義する。

「条約は、自らであれ代理であれ、その国家の憲法に合致して行動する、国家の代表者によってのみ有効に締結される。代理人によって受け入れられた契約は、その代理人が自分の表向きの委任状から逸脱することが無かったならば、拘束力を持つ。締結後の批准は、その委任状か条約自体に規定されていれば、その時だけ必要とされる。……条約の効力は、調印の日から始まるのであり、批准の日からではない。……国家元首が戦争捕虜となっている間に調印したならば、この条約がその国家を拘束するかどうかは、あまりはっきりしていない。……」

締結国の自由な双務的な同意が有効性のもう一つの重要な条件である。従って、交渉や予備的な連絡というのは、決して必須のことではない。もし間違っていると認められた同意ならば、拘束力はない。……承諾を双務的なものとするには、一方によってなされた約束は他方にも受け入れられること、……暴力や不正によって得られたものでなければ、自由な同意である……ということが必要となる。

実行可能性が第三の不可欠な条件である。この可能性は物理的にも道徳的にも問題とされねばならない。*

*Helffer はこの点について次のように観察している。「協約は、世界の道徳秩序、あるいは人類の自由の発展に反しているなる現実のものとなり得ない。例えば、奴隸制や通商停止、第三者に対する契約の破棄等は、条約で有効に規定されることはありえない。」

Calvo は条約批准について次のように述べている (Vol. 1, p. 712)。

「条約を奉呈し、交渉者から国家元首にその実行を移す行為、言い換えれば、元首が彼の名においてその代理人が締結したものを是認し確認する行為である。……通例の有効な批准とは、何の制限もなく、完全である。……厳密には、批准書は条約全文を繰り替えさなければならぬ。」

しかし、実際には多くの国は、……前文と第一条と最終条、日付と署名

を写すだけで事足りりとしている。……批准はある期限内に交換されねばならない。……交換覚書 *procès verbal* が起草され、署名される。……この交換は委任状の提出を必要としない。……どんな代理人でもこれを実行できる。……

条約の批准を拒否する権利は、明白なものである。……しかし、これは非常に重大な理由がある場合にのみ行使しうる。そのような拒否を正当化しうる原因の中には、物理的なあるいは道徳的な実行不可能、重要な点での明白な誤謬、締結時に発生した急激な周囲の状況の変化……全権委任状の欠如、交渉者に与えられた訓令が禁じていた条項の挿入、絶対に必要なだとされた条件の削除、……締結国のどちらかの法律に反する規定が挙げられよう。……

条約が批准されると、直ちに……締結国にとって条約は義務となる。……各国で用いられた形態で……条約は『公布』される。秘密条項は、これに署名した政府を拘束する。しかし、これらは公布されないので大きな意味でその国に効力を持たない。……

条約は規定された期間が過ぎるか、乱暴に破棄されるか、どちらかによつて終了する。……条約は、延長も改訂も失効も更新もできる。」

条約の物理的な形態に関して、*De Martens* はつぎのような説明を行っている（*Guide Diplomatic*, vol. ii, p. 129）。

「条約締結の理由と目的を明らかにした前文の後には、締結国の名前と称号、および全権のそれらがくる。そして受け入れられた義務は明文化された条項に述べられる。各条項は、採用された規定に何の混乱もないよう、極めて厳密な言葉遣いがなされる。条約本体に取入れられた条項に加えて、『付録ないし補遺条項』、『追加協定』、『最終議定書』という名のもとに、他の条項を加えることがある。解決すべき問題が多々あり複雑な場合は、特に、敵対関係を直ちに終了するというような目的の場

合は、将来締結されるであろう条約にとって基礎となる、『予備条項』が時に締結されることがある。……

相対的に重要でない条約は、通例協約と呼ばれる……

締結要録の名は、ドイツにおいて、宮廷間の局所的な合意を規定する決議書に与えられる。」

例えば、特に英語では *Hertaker*、フランス語では *De Clercq* という大条約集は常に参照されねばならない。

第十五章 領事とその職務

Kent はこの問題について次のように言う（p. 186）。

「領事とは、自分たちを代理に立てた国の商業上の権利や特権を監視する権限をもって、外国に駐常するべく任命された商業上の代理人のことである。……領事は、航海通商が大規模に広まる世界のあらゆる場所に増大し広がっている。その義務と特権は、現在は一般的に、通商条約の中か、或は、彼が代表する国の法令規則によって限定・定義されている。ある場所では、彼らは外国の港における自分たちの商人の紛争に対する司法権限を授けられてきた。……しかし、今はどここの政府も他国での自国商人間の紛争における司法権限を、条約に基づく外国政府の合意を抜きに、領事に与えることはできない。……

条約で合意したのでなければ、外国領事を接受するよう義務づけられている国はどこにもない。その拒否というのは、諸国家の平和と友好にたいする侵犯ではない。領事は、通例の形態では、是認され入国を認められるべきである。もし不法ないしは不当行為によって領事が有罪となれば、領事はその認可状、すなわち彼の資格を書面で認めたものを撤回され、彼が領事である国の法律にしたがって罰せられることとなる。或は領事が過ちを犯した国の考え方次第で本国に送還されるかも

しない。

フランス領事は、商業に関係を持つことを禁じられている(他の国に同じ禁令が存在する)。……しかし、英米の領事は、一般的には、「通商に携わることには自由である。このような場合は、領事であるという資格は、商人と領事という資格が同一の人間において一体になっているときでも、商人としてのそれに何の保護にもならない。領事の職務は、領事が駐在する国の臣民であってはならないということを必要とするように見えるかもしれないが、しかしながら、海軍大国の慣例はこの点ではあまり厳格ではなく、外国臣民をその港の領事に任命するのが普通であり、ときには最も簡便なこととなっている。

領事は、公使とは異なりその資格に関係する特権というものを与えられていないわけではないし、国際法の特別な保護下にあるわけでもない。領事は、たとえば安全通行権というような、ある程度の特権は与えられているが、国際法上のそれではない。Vattelは、領事は駐在国の通常の刑事司法からは免訴され、ある種の大犯罪によって国際法に反したのでなければ干渉されるべきではなく、また、たとえ何らかの犯罪で有罪であっても本国へ送還されて処罰されるべきであることが、職務上求められていると主張している。しかし、そのような免除は近代国際法上、領事に対しては与えられていない。また、領事が安全通行権をもって入国する人物という以上の国際法上の保護を享受してはいないこと、たとえ領事が駐在地において中立に振る舞い、中立国領事の職務を帯びたとしても、敵国に商人として留まっているならば交戦者の性格を失うというような戦争法の適用から除外をうけるわけではないこと、これらは定着した法規であると考えられているといえよう。民事および刑事裁判でも、領事は駐在する国の法に同等に従うことになっている。……
レバント地方におけるヨーロッパの領事は、ヨーロッパ諸国における

領事とはまったく異なった位置を占めている。……彼らは大使の特権を享受している。……彼らの家は地方官憲や法規の追求から侵されることのないアジールであり、彼らは、関税や税金、そして逮捕から免除されている。……国際法が外国の公使に認めてきたすべての基本的な特権を保持している。――すなわち、人身上の不可侵特権、地方司法権からの免訴権そして外交上の名誉である。……」

より重要な国の領事規則は(pp.146-154)に掲げられている。

De Martens は次のように領事館の組織について叙述している (*Guide Diplomatique*, vol. 1, p. 224)。

「領事館は、一般的には外務大臣の直接的な指揮下に置かれる。従って、すべての領事官 *consular agent* は、その位階が何であれ、本国の大臣と、その駐在地にある自国の公使館と連絡を保つ。

領事の身分は次の通りである。総領事・領事・副領事・領事見習・書記官・領事官 *Consular Agent*。総領事は、領事担当地区における長である。総領事がいないときは、公使館がその職務を負う。領事と副領事は総領事の命のもとにある。……しかし、これら領事たちは、総領事によって指揮されているわけではない。……むしろ、総領事によって監査・統率されているのである。領事官は通例、総領事や領事によって任命される。……彼らは何の公的資格も持たず、ただ彼らを任命した上司の責任において行動する。……領事見習は領事館に付属している。……領事館の長が不在の場合は、彼らが臨時に職務を執り行う。
すべての領事の第一の義務は、自国政府にその国の通商航海に役立つかも知れないすべての情報を伝達することである。……

領事は主権者の署名の入った委任状を受領する。これは公使館を通じて領事が駐在する国の政府に、認可状が与えられるようにとの要望を添えて伝達される。認可状は国家元首の署名がなされ、同時に、その発行

について地方官憲に政府が通達する。こうして領事は接受され認証を得る。……領事はその地位に就いたときには、その事実を地方官憲に公式に通告する。……条約で禁止されていないならば、領事はその時、武器と入り口の上に自国の国旗を配置することができる。

*ある種の事例では、外務大臣の署名だけの領事委任状もある。

領事が駐在する国の国民ではなく、貿易にも他の職業にも携わっていないならば、宿営提供からも民兵からも直接人身税からも免除されていない。……

本国政府の命令によって行った行為について領事は、その権能の範囲内であり、現地の主権者の暗黙の了解があれば、地方裁判によって訴追されることはありえない。

領事は、その本国籍の商船の上で犯された犯罪を調査できる唯一の官憲である。」

Calvo (Vol. 1, p. 629) によれば、領事の職務は次のようにして終了する。

「提出すべき召還状はない。現地の政府は公使館を通じて領事の交代を知らされる。しかし、離任する領事は常に、彼が離れようとしていることを地方官憲に知らせる。」

領事のさまざまな業務や、ある状況下において彼が果たさなければならぬ義務の詳細は、非常に夥しくまたあまりに特殊なので、ここでそれらについて何らかの分析を加えようとすることは空しい。領事の入門のためには多くの本が書かれており、情報を入力しようとする人々が参照すべきはこれらの本である。Fynn の *British Consul Abroad* はこの主題のイギリスの様子について参照されるべきであり、また、De Clercq と De Vallat の *Guide des Consuls* は、フランスにおける詳細について参照されるべきであろう。

領事が相当程度行動の自由を保持していたことは先述の引用から了解されよう。しかし、重要案件においてはすべて、彼らがその公使館に指示を仰ぐのは通例であった。更に、起こったことすべてについて十全に公使館に連絡しておくよう、彼らは義務づけられていた。領事は、地方官憲から正義や賠償を自ら獲得できないすべての場合に、公使館に干渉してくれるよう要望しなければならず、また、中央政府に宛てなければならぬすべての情報は、もし公使館が存在するならば、そこを通じてなされなければならない。

第十六章 外務省と外政機関の組織

外交事務のための装置は、すべてのヨーロッパ諸国において一つとして同じものはない。各国は一定の規則を採用し、それ自身にふさわしい一定の慣行に従っている。行政機構も習慣も多くの違いを持ち、これらの違いは地域的な慣習の小部分に限定されない。それらは単なる細部をこえて、その国の外交職員が選ばれ、分類され、雇われるさいの原則そのものにまで及んでいる。

現在二つのやり方が用いられている。一つは、全外交職員（正しくは所謂）が本国でも海外でも区別なく使われていて、同じ人間が公使館と外務省との間を行ったり来たりする。もう一つは、二つの部局のそれぞれに、別の区別された職員が生まれ、一方が本国で働き、一方が海外で働く場合である。実際のところ、これらの二つのやり方は全く不変であるというわけではなく、それぞれにおいて例外が作られるというのが真実である。しかし、理論的には、そして通常においては、この違いは不変であり、完全である。フランスは混合方式を採用しているし、イギリスは分離方式を採用してきた。

同様に重要な相違点はこの二ヶ国の領事業務の構成にあらわれている

る。フランス領事は、その職務について訓練され教育を受けている。彼らは他の職業に携わらない。彼らは特殊な一団を構成する。イギリス領事は、反対に、その義務について何等の準備教育を受けない。彼らは臨時の、偶然に採用された公務員であり、その多くは自己勘定で貿易に従事している。彼らが公務員としての組織的な一団を構成することはありえない。

これらの広域にわたる対照的な違いの結果、フランスとイギリスの外交機構は、二つの典型的な組織形態とみなされよう。次の短い記述がこの対照的な違いを明らかにしよう。

フランスでは、本国の外務省の機構は、六つの部局に分かれている。

一、大臣官房

二、儀典

三、政治法規事項

四、領事通商事項

五、文書事務

六、給与会計

官房と儀典を除いて、各部局は局長 Director のもとにあり、彼は通常全権公使の地位を保持している。官房長は、常に大使館書記官(公使でない場合は)であり、儀典長は、大使先導 Introducer でもある。

官房は外務省宛ての往復書翰 *correspondence* を受領し、開封し、その性質に従って、これを他の部局に分類する。また、往復書翰を登録し、これを外へ発送する。大臣の会見を調整し、元首に伝達される分析 *analyses* や意見書 *notes* を準備する。内外の新聞を観察する。翻訳官と暗号解読官がここに属している。

儀典局の機能は、外交上の礼式や儀礼の伝統を守り、条約、批准書、その他の国際的な文書の本文を受け継ぎ、信任状、解任状、解任状答翰

や全権委任状、委任状、認可状を起草し、儀式用往復書翰を立案し外国使節の接受謁見を設定し、外国人へのフランス国勲章およびフランス国民への外国勲章を取り次ぐことである。

政治局はすべての政治的交渉、在在外外交官との政治的往復書翰、すべての法的ないし紛糾した問題、他の省庁や在フランスの外国代表部との大部分の往復書翰を取り扱っている。政治局長は、大臣にすべての事項を知らせておかなくてはならない。この局は四つの課に分かれている。第一課は、イギリス、ロシア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、デンマークと各種民地に関することすべてを審理する。第二課はスペイン、ポルトガル、イタリア、バチカン *the Holy See*、スイス、ギリシャ、トルコ、バルバリ諸国、ペルシャとその各種民地を含んでいる。第三課は南北アメリカ、中国、日本、アフリカを扱う。第四課は法的問題を扱う。

領事通商局は、領事業務とフランスの海外通商に関するすべての問題を世話する。通商条約、著作権上のあるいは芸術上の協定、また、鉄道・電報などのすべての非政治的的主题に関係する国際的協定の交渉を取扱う。ここは三つの課に分かれている。

文書事務局はその名の示すとおり、二つの課からなっている。そのうち一つは、省の文書を分類し管理する。他方は、在外フランス国民に関するすべての法的訴訟と伝達、パスポートの発給と査証、フランス外交官の署名の認知に従事している。

最後に、給与すべてと省の会計は第六局に集中している。

フランス外政機関は、不特定数の公使、書記官、アタッシェを含んでいる。そのうちある者は、本省政治局に籍を置いている。その他は使節に属している。残りは非常勤である。公使館に働いている人間の数は、現在、法律によって第一等の全権公使は十二人(第二等には制限なし)、

第一等の書記官は十三人、第二等は二十三人、第三等も二十三人、そして三十六人の無給アタッシェに制限されている。約四十以上のさまざまなランクがパリ本省にはある。

領事の組織は別に組織されている。外交官と領事の二つの組織は完全に別で、これらへの就職もまったく別の経路を経て行われる。領事職への候補者は、文学・法律・理学の学士でなければならず、試験に合格し、その後数年その職業上の任務にふさわしくなるため特別に勉強する。一方、外交官アタッシェは法学士であり、別の年収が二四〇ポンドあるという条件を満たせば、試験なしで大臣の一言によって採用される。一方の職員は、しかしながら、他方へ転職しうる。

英国では、逆に、現在では誰も難しい試験に合格することなく外務省や外政機関に就職できないし、昇進には更に試験が行われる。

英国外務省の内部組織は、全体としてはフランス外務省のそれとだいたい同じである。しかし細かくみれば多くの違いがある。たとえば、英国では三人の外務次官がいるが、フランスにはいない。一方イギリスには「官房」はない。この代わりに、大臣は二人の私設書記官を置くだけである。事務局にあたるものはイギリスにはない。しかし、奴隷貿易禁止に関する特別な部局がある。

他の部局については、仕事の分類や命名にさほど重要でない若干の違いはあるものの、配列は両国で本質的に同一である。イギリスの条約管理局 the Superintendent of Treaties は、フランスの儀典局に当てられた機能の大部分を果たしている。また、中央事務局 Chief Clerk's Office はすべての種類の財政事項と外国の公使の特権と領事の委任状と認可状、パスポートを取り扱う。領事通商局はロンドンでもパリでも同一の任務を果たす。他国との外交上の連絡はイギリスでは、五通りの地理上のグループに分けられている。フランスでは三通りである。しか

し、この対照はほとんど何の意味もない。これら二つの組織の重大で本質的な違いは、本章の最初に述べたように、

第一に、フランス外交官組織のすべての構成員は、本国であれ海外であれ、つまり、公使館であれ、本省の政治局であれ、一つの連隊、一つの組織であり、その中では地位や特権、昇進がすべての構成員にとって同一である。一方イギリスでは、外務省職員と公使館書記官は別の区別された範疇を形成している。両者に共通したものはない。確かに、若干名が一時的に他の集団に付属するという例外的な事例は存在するけれども。

第二に、フランスでは領事は外交官と同じような組織された集団を形成する。集団外の人物やときに外国人ですら領事官 Consular Agent が副領事に任命されるが、見習として就職し、領事職か外交職の経歴を選択し、順々に昇進したのでなければ、決して領事や総領事になることはできない。イギリスでは、逆に誰でも領事になれる。というのは、養成も準備も必要とされていないからである。

第十七章 叙勲規則

どこの国でも、国民がまず自国政府の許可を得ることなく、外国の主権者からの勲章を受領したり着用したりすることは許されていない。多くの共和国では、勲章を受け取ることをまったく禁止している。イギリスでは、「外国勲章が、海上であれ陸上であれ敵の前で行動的で著しい働きを行った結果として授けられた場合か、あるいは、イギリス領土以外で勲章を授けた主権者の業務に実際完全に雇われたのではない場合に」のみこの許可が与えられる。しかし、イギリスはそのような条件を課している唯一の王制国家である。他のすべての王国では、外国勲章を

着用する許可は、定められた規則に従ってすべての市民に与えられている。この規則は国によって異なる。しかしこれら規則は、原則は許可するということであり、授けられた地位に比例した給与が支払われるということが基本になっている。フランスでは、たとえば、外国勲章に対する報酬は、一ボタンホールに着用する十字勲章は六〇フラン、首にかけると十字勲章は一〇〇フラン、星形勲章は一五〇フラン、大綬章は二〇〇フランである。どの勲章も公式に許可がおりのまで身につけることはできない。しかし、この規則には一般に認められた例外があり、これによれば、外国主権者から勲章を受領し、その主権者の面前に勲章を着けずに現れると失礼であると考えられる外交官は、暗黙のうちには、直ちにそれを着用することを許される。

ヨーロッパ大陸では、外国勲章を受領し着用する許可の申請は、受領者自身が自国政府の所轄官庁に宛てて行う。しかし、イギリスでは「英国国民に勲章の記章を授けようという外国主権者の意図は、その外国主権者の宮廷に派遣された英国公使を通じてか、英国宮廷に派遣されたその国の公使を通じて、外務大臣に通告されなければならない。」

第十八章 外交備用図書

外務省の図書は技術的なあるいは職業上の主題に限定されない。歴史、商業そして一般的な問題の著作も含まなくてはならない。しかし、有用だったり示唆的だったりすることがわかったさまざまな種類の書籍すべての目録を提示することはできないことなので、次のリストは、可能な限り近代の出版物を選んだものであるが、厳密な意味で外交に関係する著作に限定されている。これは三分類に分かれている。

- 一、理論。いわゆる自然法と国際法
- 二、実務。規則と慣習を含む

三、事例。有意義な条約集

示された書籍の大多数はフランス語で書かれていることがわかるであろう。この主題についての英語の著作物は、あまり多くない。

一、理論

- Montesquieu, *Esprit des Lois*.
Grotius, *Droit de la Guerre et de la Paix*, Whewell's Edition, Cambridge, 1853.
Vattel, *Droit Des Gens*.
Ortolan, *Diplomatie de la Mer*, Paris, 1856.
Hautefeuille, *Droit Maritime International*, Paris, 1858.
Hefter, *Droit International Public de l'Europe*, Berlin, 1857.
Pouget, *Principes du Droit Maritime*, Paris, 1858.
Miruss, *Le Droit d'Ambassade Européen*, Leipzig, 1847.
Pinheiro-Ferreira, *Précis d'un Cours de Droit Public*, Paris, 1830.
Garden, *Traité complet de Diplomatie*, Paris, 1833.
Pistoye et Duverdy, *Traité des Prises Maritimes*, Paris, 1855.
Cauchy, *Droit Maritime International*, Paris, 1862.
Hautefeuille, *Des Droits et des Devoirs des Neutres en temps de Guerre Maritime*, Paris, 1848.
Gessner, *Le Droit des Neutres sur Mer*, Berlin et Paris, 1865.
Lorieux, *Traité de la Prerogative Royale*.
Klüber, *Droit des Gens moderne de l'Europe*, Paris, 1861.
Martens, *Précis du Droit des Gens moderne*, Paris, 1864.
Calvo, *Droit International*, Paris, 1872.
Wheaton, *Elements of International Law*, London, 1866.
Kent, *Commentaries upon American Law*.

- Phillimore, *Commentaries upon International Law*.
Twiss, *Law of Nations*.
Woolsey, *Introduction to the Study of International Law*.
Manning, *Commentaries on the Law of Nations*.
Ward, *Law of Nations*.
二 実務
Martens, *Guide Diplomatique*. Leipzig, 1866.
Cussy, *Phases et Causes Célèbres du Droit Maritime*. Leipzig, 1856.
Cussy, *Règlements Consulaires*. Leipzig, 1851.
De Clercq, *Formulaire des Chancelleries*. Paris, 1853.
De Clercq, *Formulaire des Consuls*. Paris, 1848.
Moreuil, *Dictionnaire des Chancelleries*. Paris, 1853.
De Clercq, *Guide Pratique des Consuls*. Paris, 1858.
Martens, *Causes Célèbres Du Droit des Gens*.
Block, *Dictionnaire de la Politique*. Paris, 1874.
Borel, *Origine et Fonctions des Consuls*. Leipzig, 1831.
Warden, *Origine et Nature des Etablissements Consulaires*. Paris, 1815.
Cussy, *Dictionnaire du Diplomate et du Consul*.
Koch, *Histoire abrégée des Traités de Paix*.
Wheaton, *History of International Law*.
Fynn, *British Consul Abroad*.
McCulloch, *Dictionary of Commerce*.
三 文例
Tetot, *Répertoire des Traités de Paix*.
Martens, *Recueil des Principaux Traités de Paix* (42 vols. in all).

- Calvo, *Recueil des Traités de tous les Etats de l'Amérique Latine*. Paris. (10 vols.)
De Clercq, *Recueil des Traités de la France depuis 1713*.
Les Archives Diplomatiques. Paris.
Hertslet, *Collection of Treaties* (12 vols.)

第十八章 国際法

国際法は、三つの主要な題目に分けることができる。

A 定義・起源・歴史

B 平和状態に関する問題

C 戦争状態に関する問題

これらの三つの分類のもとに含まれる主題は、たいへん様々なものであり、—その一つ一つが細部にわたっており、広範な副次的考察が繰り広げられており、議論を大いに戦わせるきっかけを与えるものである。—一つの完全な論説に集めるとすれば、著者の多弁さに応じて一冊から何冊もの分量を占めることとなる。ヨーロッパの各言語にはそのような論説がいくつが存在するので、また、その数や長さに加えてこれらはいくつかの論点で一致していないが故に、これらをまとめた内容を信頼できるまでに分析しきるといえるのは、明らかに相当困難なことである。全体としての国際法の構成についての概略をできるかぎり示そうとして、これを行おうという企てが、本章で行われた。しかし、読者はあての大部のことがらをこの章の数ページに濃縮するので、ほとんど単なる要素一覧しか自分達の前にあらわれないことを心しておくべきである。そのような一覧は、主要な論点をまとめるのに役立つ、それによって全体的な問題についての見通しを得ることができるようになる。しかし、いかなる点についても異見が生じたときには、典拠に依らねばならぬ

い。

A 定義・起源・歴史

様々な著者によって与えられた国際法の定義は同一ではなく、また、しばしば曖昧である。次のものはその中でもっとも明確なものである。Carho は国際法を

「各国がその国と他国との関係において遵守する行動規則の結合体。言い換えれば、国家相互の義務の総体、すなわち、国家が互いに果たさなければならぬ義務と守らねばならない権利」であるという。

Klüber はこれを

「諸国家の双務的で完全な権利、および互いの交流に於ける諸国家の法の集合体」と呼んでいる。

Kent はこれを

「独立国が、自分達の権利を決め、義務を規定し、戦時にしる平時にしる世論によりかつ諸国家の合意に基づき自分達の交流を調整する目的のために訴える、慣習、協定、あるいは司法による規則の集合体。」と叙述している。

これらの定義は、国際法が明示的に強制的な性格を帯びていないことを意味している。この点について Wheaton は次のようにいう (vol. 1, p. 1)。

「国家の双務的關係を律する法を決定する、すべての国家によって承認された立法ないし司法権力は存在しない。その法の起源は、これらの關係に適用しうる正義の諸原則に求められるべきであろう。……しかし、国家は自分より上位の権力は認めようとしないうし、明確な布告によって国際法を確立するために、共通の最高権力を生み出しては来なかった

し、その法を解釈し適用するある種の行政機構をも形成してこなかったので、司法的な解釈で説明される国際法法典が存在するというのは不可能なことである。」

Kent は Wheaton に似た立場をとり、次のようにいう (p. 6)。

「この法の唯一の根拠、これが流れいづる源泉は、……諸国家の合意である。……しかし、この規則のあり方は、法本来の重要な要素において完全な欠陥を持つことになる。つまり制裁 sanction がそれである。これらの規則のいずれかあるいは全部がどんなにまともで、役にたち、伝統あるものであっても、この侵害に対する現実的の回復手段はたった一つしかない。すなわち剣である。世論が存在するかも知れないし、またしばしば存在しているが、国際的な道義に反した場合それらに訴えるとしても、そのような訴えが常に成功を伴うとは限らず、せいぜい強力な勢力の行動に対して予防的な防衛を可能にするぐらいである。……それ故、我々はこれらの規則を命令ということはできない——我々はこれに従うべきであると主張することはできない——なぜなら、これら規則は長い遵守を経て、ある種の法に成長してきたのであるから。これら規則が長く守られてきたし、また結果的に有効だったから、これらを遵守すべきである」といえないのである。」

国際法の根拠が理論的であるだけにしろ、それが生じる源泉は非常に明らかである。Wheaton はこの定義を与えているが (vol. 1, p. 25)。

これには他の法学者もみな実質的に同意している。彼の言うところでは「一、承認された諸国際の慣習とは何かを示す、権威ある著作者……二、先に存在する国際法を宣言し、修正し、定義する……三、就役巡洋艦と戦利品法廷……のあり方についての規則を規定する特定の国々の法令

四、仲裁会議や戦利品審判所のような国際法廷判決。……

五、御用法学者の自国政府に内々に送られた書面による意見……

六、戦争・交渉の歴史、平和についての論説など」

しかし、もし多くの著者がこの源泉についてのリストを正しく且つ完全なものとして受け入れるとしても、各源泉の相対的な重要度については大いに意見が異なるであろう。大陸系の法学者は、多くは多少なりとも理論指向なので、書物の重要性をその他すべてのものよりも上位におきたがる。しかし、イギリスやアメリカの法学者は、逆に、より実務の上の基礎を持つとして司法判断を一位におく。

これらの源泉がすべて最近のものであることは看取し得よう。しかし、国際法それ自身は三世紀以上古くはないので、古代的な要素がその中に含まれているはずがない。Kentはこの点について (p. 2)

「ローマ帝国の崩壊から宗教改革まで国際法は、それ自体として直接的には追究されなかった。むしろ法の一分野として説明されてきた。……宗教改革期からウエストフリア講和までは、ローマ法への嗜好の増大とあいまって、商業法 mercantile law に与えられた刺激が感じられた。……そして Saurez, Gentili や Grocius……らが、彼らの上手に説明する主題に対して世界の関心を集めた。しかし、国際法が、正しくそう呼ばれ、その誕生と発展の歴史の中で、重要な時代を迎えるのは、ウエストフリア講和以降に他ならない。」

* 宗教改革は十六世紀に起こり、ヨーロッパの一部地域でカトリック教会をやめ、新教が確立された運動である。

という、さらに続けて (p. 11)

「この法は、近代の所産である。古代ではもっとも洗練された国家でさえ、国家間で正義や博愛による道徳的な強制力という概念は持たなかった。国際法の研究というようなものはその中には何も存在しなかったのである。」

という。

ギリシャ・ローマ時代や異邦人の侵入の間に国際法がなかったということを見た後で、Kent は中世における国際関係に正義が導入されるあの種の兆候を指摘し、柔軟化の要因としてキリスト教の大きな影響力を示し、十字軍やローマ法 civil law の研究、大使制度の採用などの影響に言及し、更に、Grocius (1625) の時代になっても国際法は秩序も権威も無い未消化の一連の先例集に過ぎなかったけれど、Grocius は国際法の創設者として見なされるべきであると言っている。

Wheaton の *History of the Progress of International Law* は、

この主題についての情報にとって参照されるべき著作である。

B 平和状態に関する諸問題

国際法のこの第二の題目のもとに次のような事項が含まれている。

- 一、国家主権
- 二、国家の対等
- 三、国家の独立
- 四、公領域と領土
- 五、立法権
- 六、国家の相互義務
- 七、国籍
- 八、亡命引渡
- 九、外交代表権
- 十、国際協定
- 十一、仲介と仲裁
- 十二、私人に関する法
- 十三、宗教

最初の三項目は、すなわち国家の主権・対等・独立であるが、これら

は国際法の出発点をなしている。なぜなら、主権国家は国際法の主語であり、主権国家の対等と独立の維持はその目的語であるからである。

一、主権については Wheaton が次のように定義している (vol. 1, p. 31)。

「国家を統治する至上権。この権力是对内的にも対外的にも発動される。対内的主権は、各国家の人民のなかにおいて引継がれてきたものか、あるいはその支配者に備わったものである。……対外的主権は、他のすべての政治的社会に対して一つの政治的社会が独立しているということにある。」

二、更に彼は (p. 43)、対等について

「すべての主権国家は、その相対的国力がどうであれ、国際法の目では平等である。」

という原則である、と言っている。

三、Calvo (vol. 1, p. 193) は次のように独立について叙述している。

「国家は、その組織と主権の本質からして、各々の国家に本来そなわった、他に認めていない独自の行動領域というものを保持している。この点において、主権国家は誰にも依存しておらず、他から拘束されないすべての社会 all free societies にとつてその基礎として機能する権利と義務を自ら維持しなければならない。この絶対的な主権は、完全な独立というものを意味している。従って、……国家の第一の権利は、拘束をうけずに自らの運命を成就するよう進むことである。第二の緊要の義務は、他国の主権と絶対的な独立というものを認めそれに敬意を払うことである。」

四、公領域と領土に影響する問題は、領土割譲・未解決の主権に属する権利・国境の確定の場合に、国際法の問題となる。領海（つまり、海岸に接近してその海岸の主権者がその海域について権限を持つと主張

している海の一部^{*})における司法権も、この分類に属している。複数の国を流れる河川航行の条件は、国際法の別の要素である。

* 一四二頁（本翻訳では一三五頁下段）の註をよ。

五、立法権は独立国のもつとも本質的な資格の一つである。その本来の形態では、これは国際法の範疇には含まれない。しかし、諸国家の関係が肥大化している現在、法適用の困難や司法判断の衝突ということは年中起こっている。相続・居住・契約・結婚・離婚・商業・航海などの実に様々な問題が、異なる国の国民に関係し、年中取扱われなくてはならなくなっている。このような問題は、従って、ある種の国際的な性格を呈するようになる。これ故にこれらの問題は国際法についての著者の守備範囲となるのである。この問題については、更に十二の項で扱われる。

六、国家が果たすべき相互の義務を負うということは、すべて権利というものは義務を伴うという原則の当然の結果である。主権・対等そして独立は、それらを主張する国家がお互いにこれらを尊重しなかったら、何の意味も何の価値も持たないことになる。Calvo は次のように言う (vol. 1, p. 399)。

「国家は権利に対応する義務を他国に対して果たさなければ、自らに属する権利を個別に享受することはできない。」

政府それ自体の責任、その外交官の責任、その国民の責任、相互に通商するという国家の権利、そして災害時の相互扶助の問題などは、国際法の本題目のもとに包含されている。

七、各個人は国籍を持っていないければならないので、国籍が必要としている条件を決めることは不可避なことである。この問題は、それ自体は、各国の立法権に属する事柄ではあるが、しかし、その適用において、国際法の活動領域に大きく踏み込んでくることになる。その両親の

国で生まれた子供は、当然その国の国民となる。しかし、大多数の場合がこの種の例に含まれるとは言え、両親が国外にいる間に生まれた子供の例は数多くあり、暫く前各国はこれらの子供の国籍を決めることが必要となっていた。この問題について各国が同じ原則に従っているわけではない。しかし、多くのヨーロッパ諸国は、国籍は生まれた場所に依存せず、それは父方から獲得され、土地によるのではないということが決められてきている。双務性の原則により、自国内で生まれた外国人の両親の子供は、その両親の国籍を保持することになる。

妻は夫の国籍に従う。

帰化による国籍の変更は、多くの国で現在許され認められている。

船籍はこの主題の第二の題目となる。

八、犯罪人引渡の実際は十八世紀までは、組織だった効果的なものではなくなかった。歴史上たまたま言及された程度で、百年ほど前までは原則とはならなかった。このことから、ヨーロッパの多くの国々でこれに関する多くの条約が作られるようになった。これは徐々に拡大され、ほとんどすべての犯罪にまで適用されるようになった。そして現在は、諸国がお互いに差しのべることでできる双務的な援助の最も重要な一形態を構成している。しかしながら、引渡は条約の効力によってのみ行われる。つまり、引渡条約の中で規定された犯罪に対してのみ行われるのである。規定されていない犯罪は、引渡の理由にはなり得ない。現在では政治犯はこの犯罪の中に含まれてはいない。そのような犯罪に対しては、どの国でも引渡が認められるということとはなくなった。

九と十、外交代表部と国際的協定については本書の前章までに述べてきた。それゆえ、ここで再考する必要はない。

十一、仲介は、友好的な国家や主権者が他国の紛争を解決するために力を貸す時のことである。仲裁は、ある問題でもめている二つの国家が、

共通の合意によって第三国ないし主権者に、これら双方のためにこの問題を定める権限を委任する時のことである。仲介者は単なる友好的な介入者であり、顧問である。一方仲裁者は、従わねばならない判事である。前者が示唆したり助言したりすることしかできないのに、後者は断固として判決を下す。現代の傾向としては、それゆえ、より實際役にたち、話しを決着しやすいつとして、仲介より仲裁を好む傾向にある。

十二、個人に関する法は、立法権の標題のもとに五の項で既に言及した。しかし、ここでもう一度繰り返す。なぜなら、国家の領土内の司法権はその国家の臣民にのみ適用されるのではなく、その領土にやってくるすべての外国人にも適用されるからであり、こうして、個人に関する法はすべて国際的に適用されるという性格を帯びることとなるからである。局地的な司法権をどこでも遵守するということの唯一の例外が、キリスト教国が非キリスト教国で実行している領事裁判権である。

十三、宗教の問題は、その国家にとって縁のない聖権力による国家への介入において、つねに国際的な性格を呈することになる。この点についての近代原則は、Phillimore が言うように (Vol. II, p. 281)、「すべての国家は「その領土内で、すべての宗教教義とその指導者を管理する権限を持つ。」ということである。他国の聖権力が無軌道に振る舞うことは、もはやどこでも認められていない。

C 戦争状態に関する問題

国際法のこの第三の題目のもとに次の事柄が含まれている。

- 一、戦争の種類
- 二、戦争の原因
- 三、宣戦とその結果
- 四、同盟
- 五、適法な戦闘と不法な戦闘

- 六、戦争捕虜
 - 七、敵国領土
 - 八、敵国領海
 - 九、交戦国間通信
 - 十、征服
 - 十一、中立原則
 - 十二、中立国の権利
 - 十三、戦時禁制品
 - 十四、臨検する権利
 - 十五、海上拿捕
 - 十六、包囲と封鎖
 - 十七、講和条約
- 一、戦争は、平和的手段では獲得することが不可能であると判明したことを武力で獲得する目的のための、複数の国家間における、あるいはその同じ国家の人々の間での敵対状態として定義されよう。
- 法学者は何種類かの戦争を述べている。侵略的なのか防衛的なのかという種類がある。同盟者を助けるために行われれば、補助的であるとなる。主権国家間であれば公戦 *public* であり、国家の承認がなく部族や個人の間であれば *private* 私戦である。Grotius は国家とその国民との戦争であれば混合戦 *mixed* であると言った。一国の構成員すべてが合法的にそれに参加できれば、総力戦 *perfect* であり、それらの一部しか参加することを認められていなければ、非総力戦 *imperfect* である。
- 独立戦争・反乱・革命もあり、宗教戦争、征服戦争や干渉戦争や内戦という種類もある。
- これらの区別の多くは、全く空想的なものでないとすれば純粹に理論的なものであることは了解されよう。国際法についての著作の多くにこ

れらが触れられているので、ここにそれを繰り返したのである。

二、正当な理由なしに行われる戦争はない。しかし国際法学者のこの点についての意見が実に様々であることは、本当に正当な理由とは何かを決めることを非常に困難にしている。戦争の動機として最も正当性があると認められている「正当防衛」ですら、確実に理論的にこれを定義することはできない。多くの戦争が、原則的には正しくなくても、状況がそのようにみえるときには事実上広く正当化しえたと思われる理由で、行われてきた。それゆえ、この問題に対する諸理論を正確なものとして受けとめることは控え、戦争の原因をそれ自身で倫理的にも現実的にも判断するのが良い。

三、かつて他方に対する明確な宣戦は、敵対関係が始まる前に絶対に必要なであると考えられてきた。しかし、現在では、外交関係の消滅・外交官の召還・第三国に対する戦争開始意志の通知・交戦国間の権利が差効する日付をその国民に示す宣言があれば十分であると考えられている。これらの行為には、しかしながら、通常は和平を維持するのがまだ可能となる条件を示した最後通牒を相手方に提示することが先行する。それゆえ、最後通牒が実質的にはある種の宣戦布告である。

戦争勃発の最初の出来事は、すべての旅行者と船舶に、敵対国から脱出するように強制することである。現在は通常その目的の為にながしかの時間が認められている。すべての直接的な通商関係の断絶がそれに続き、交戦国間の条約は一時中断されたままとなる。

四、同盟の通常目的は、交戦国を支援してその敵と敵対することである。同盟の種類に関する考察は、*Calvo vol.ii, p.86* にある。

五、戦闘の適法ないし不法な手段についての絶対的で正確な定義が存在するとは決して主張できない。この問題については意見に於いても実務に於いてもまだ一致を見ていない。しかし、戦争の目的が敵に対して可

能な限り損害を与えることであるとしても、戦争法は現在、非人間的と考えられる武器や手段を使うことを禁じている、ということができよう。何らかの方法で政府から戦闘することが許可されているならば、あらゆる種類の戦闘員を雇用することは適法である。正規の部隊や予備兵に加えて、あらゆる種類の認可された志願兵が当然戦争に参加する。しかし、各種種類の戦闘員を雇用する条件の一つが、交戦国の一方がその種の戦闘員に自らの為に合法的に行動するよう布告することであるとしても、同じやり方が武器に適用されるわけではない。例えば、爆発性のあるいは毒入り的小銃弾は一般的合意として禁じられており、理論上は同様の禁止条項が、焼夷弾や、使用が必要以上に残酷であると見なされたすべての兵器に適用されている。市街地の砲撃については意見が別れている。多くの著者は市街の居住地区を砲撃することは戦争法によって禁じられていると考えている。しかし、最近のやり方では、砲撃が一般市民まで苦しめているにもかかわらず、そのような砲撃が非常に多くの事例となっている。風船や鳩は、現在では戦時における合法的な通信手段と考えられている。軍事的な奇襲や誤報を広めることは共に許容されている。スパイはこの軍隊でも使われているが、不法であり、捕まれば確実に銃殺刑である。

六、最近の傾向は、戦争捕虜を徐々に慈悲と配慮をもって取り扱うようになっているが、しかし、歴史はこれとは逆の性質の例に満ちている。これらの例は現在の慣例に何の影響力も持っていない。戦争捕虜に食料と宿舎を用意することは、捕虜にした側がその負担において行なうことになっている。しかし、Haffner は、和平がなされたときかくして生じた費用を払い戻すよう相手は要求されることもある、と考えている。捕虜は、彼らに与えられた仕事を自由意志で受け入れた場合は、雇われたり或は自分の勘定のために働くことを認められているようである。強制

で彼らに労働を課することはできない。捕虜と捕虜にした側とが合意すれば、自由意志で宣誓解放にとどまることが許されている。これは、その場合に応じて、逃走を企てたりしないとか、あるいは再び武器は持たないとかを捕虜が宣誓することを意味している。互いの捕虜交換は、十七世紀末から行われるようになった。しかし、決して義務的なものではなく、双方の戦略や権益に依存している。市民を戦争捕虜として捕まえる権利は、国際法では明確には定義されていない。一般的にはこれには反対の雰囲気があるようであるが、一八七〇年の戦争ではしばしば行われた。

七、陸上の敵性財産に対する交戦国の行為を制御する原則は、かつてのものよりかなり優しいものとなってきている。公文書は世界的に接収されないものとして認められている。公共図書や博物館にある芸術品を差押さえる権利に関しては、著者の間で意見が別れている。しかし近時の戦争における実例では、今世紀のはじめにはまだ行われていたようであるが、そのような差押さえは止めることとなってきた。公共の記念碑に対する配慮は、交戦国の道徳的義務と考えられている。これらの例外はあるが、戦争法は、交戦国に相手側の公共財産を接収し、利用し、破壊することを認めている。

しかし、世論の重要な進歩により現在、陸上の私有財産には接収や敵産没収 *confiscation* は行われなるとみなされている。しかし、このルールには二つの例外がある。侵略してくる軍隊に反対して、何らかの抵抗を行なった市民の財産までは対象としない。そして敵の必需品を供給するため、私人に献納や徴発が課せられてくることもある。略奪はもはや国際法では認められていない。しかし、勿論これを完全に止めることは不可能であり、実際略奪は未許可のまま侵略してきた部隊の性格や気質に応じた形で続いている。戦利品、本来こう呼ばれているが、これ

はずなわち、戦場や強襲して占領した市街地でみつけた財産のことである。理論上は君主に属する。しかし君主は旗・武器・大砲等のような軍事戦勝品のみを保有し、その他を売却して、その代金を占領にあつた士官や兵士の間で分配することを許すのが通例である。

戦争の賠償はこの主題の新しい要素である。この八〇年ほどの間に登場してきた。現在ほとんど世界的に被征服者に征服者が要求することになっているが、Calvo はこれを「誠実 honesty と機微 delicacy に反する」と見なしている。

八、海上の敵性財産の問題は、一八五六年からその性格を変えた。Philimore (vol. iii, p. 450) の言うところでは、この時までには「公海において発見された敵に属するすべての財産、および交戦者として行動している敵国民ないし中立国の同じく海上における財産は、合法的に拿捕しえた。」しかし、一八五六年、クリミア戦争後開かれたパリ会議*

「中立国の国旗は、戦時禁制品を除く敵国の商品を守る cov. 戦時禁制品を除く中立国の商品は、敵国の国旗の許にあつてもこれを押収することはできない」という原則が採用された。従つて、財産を敵から完全に安全なところに置くために求められるすべては、中立国の船に積載することである。勿論、この重要な決定は、敵に属しているすべての船や、それらの船に見つかるかもしれない敵に属する商品、中立国船にも見つかるかもしれない戦時禁制品を押収する権利をいじつたわけではない。しかし、中立国の領海内で拿捕がなされたなら、それは正当なものではない。海上で拿捕された財産に対する権利は、陸上での押収と同じルールが適用される。しかし、この両者にはひとつの大きな違いがある。陸上での場合が何の法的な確認も受ける必要がないのに対して、海上での拿捕は、拿捕国の政府によって作られた戦時獲得物審判所 Prize Court によつて審査を受けなくてはならない。そして通例の没収宣告文

がそれら拿捕に対して出されないうちは、その拿捕は有効と見なされない。

* この会議に代表を送つた国は、オーストリア・フランス・連合王国・プロシヤ・ロシア・サルジニア・トルコである。

** Wharton は「各国の領海は、港・船着き場・湾・河口・その国家に属する岬に囲まれた沿海にまで広がっている。一般的な国際慣行では、この領土管轄部分に、その国のすべての海岸に沿つて一リーグの距離を付け加えている。これは海岸からの大砲の届く距離である。」と言っている。

九、交戦国間の通信の主題は、パスポート・戦時安全通行証・身代金・休戦旗・停戦・降伏条件の他細かな論点を含んでいる。

十、法的な意味での征服は、勝利でもなく外国を占領することでもない。被征服者の同意を得て、征服者が領土を完全に奪取し続けることである。従つて、講和だけが、その産み出す条約でもつて征服を確認することができる。征服の効果は、どこでも一樣というわけではない。ある国の法では、新しい領土を併合するには特別な法令が成立することが求められる。そうでなければ、反対に、征服行為それ自身が、征服された土地で新しい国籍を利用させるに十分なものとなる。このようにして、あるいは何らかの別の方法で併合された地域の住民は、最近の慣例では、旧国籍と新国籍とを選ぶことが認められている。そしてかつての主権者の臣民であらうとすることを選んだ者は、新しい国境線の中に退却することとなる。割譲された領土の価値にに応じて、新しい領土保有者が相手国の公債の一部を引き受けることもある。

十一、中立は自発的なものと強制的なものがある。自発的な中立は、他国の間で行われる戦争に参加しないすべての国で守られている。強制的な中立は、特別に条約で課されている。スイス・ベルギー・ルクセンブルグがその例である。戦争が勃発すると、参戦しない国は中立宣言を

発するのが通例である。その義務は、中立をどのような形態であれ侵犯することを国民に禁ずることである。多くの国で、何らかの形で交戦者を支援したことに對して、その国民を処罰する法を採用してきたのは、この理由によるのである。

十二、中立国の権利は、交戦国の武力による自分の領土の不可侵權、すべての部隊を武装解除し、抑留する權限、国境をまたぐすべての戰爭捕虜を自由にする權限、交戦国の船舶に自国の港灣に避難港を認めるか、或は自国の港灣にそのような船舶が留まることを拒否する權限、封鎖やその他の軍事的手段による影響は常に受けた上での交戦国との通商の自由の維持、八項に述べたように一八五六年からついに認められた海上交通の自由にある。

十三、戰時禁制品は、理論的には敵対的な目的の為に利用できるすべての物品を含んでいると考えられている。すなわち、武器・彈藥・裝備・船・貨幣・食料・衣料・馬そして書翰までが戰時禁制品と考えられてきた。しかしながら、何が本当に戰時禁制品であるか、あるいはないか、についてはヨーロッパ諸国の慣習はかなりばらばらである。イギリスは、敵對關係が発生するたび毎に、国民が何を戰時禁制品とみなすべきかについて、自ら決定する權利を主張している。他の国は、この問題については、不確定でよく変更される原則を受け入れてきた。これらの衝突しやすい見方の結果、戰時禁制品についての戰時獲得物審判所の決定の中に、多くの矛盾が存在し、これについて絶対的で明白な法は存在しないとされることとなった。しかしながら、本当に戰時禁制品である商品は陸上であれば海上であれば見つかつたら押収されるということは確かである。

十四、戰時中に公海で行われる軍艦による商船の臨檢のため、商船は、軍艦から要求のあつたときはいつでも、その国籍と積荷の中味について

明らかにしなければならぬ。この臨檢の權利は、交戦国の最も重要な機能の一つである。なぜなら、中立国船による戰時禁制品の輸送を阻止できるのは、これによるしかないからである。そのような場合の慣例は、臨檢権を行使しようとする交戦国の船は、国旗を掲げ、相手国の船に止まるようにとの合図として空砲を放つ。武装ボートが相手の船に派遣され、士官がその船の書類を照合し、もし何か疑問の点があれば、その船を詳しく査察し始める、ということになっている。中立国の領海では臨檢は行なえない。奴隸貿易の抑制の場合を除いて、臨檢する權利は平時において普通は行使されない。臨檢は常に商船に對してと限定され、軍艦にまでこれを拡張しようというのは、不法行為であるということをつけ加えておきたい。

十五、戰爭が宣言されるとすぐに、敵国に属する船はすべて拿捕の対象となるが、しかし、外国の港や海上で一般的に船舶に認められている遅延はあつてもよいことになつていた。中立国船は、敵対的行為を行なつたとき、戰時禁制品を運んだとき、うその国旗を掲げたとき、不正な書類を提示したときに限り、拿捕されてもよいことになっている。しかし、既に八項において見たように、海上での拿捕の事實によつて、必ず拿捕物が拿捕者の所有となる訳ではない。この場合は、戰時獲得物審判所に提起しなければならぬ。海上での戰爭では必ず、拿捕が無効ないし不法であるとして取り消される例が多数ある。この不確定性の為に、拿捕者は戦利品を明確に獲得した財産と扱うことはできないのである。その人は拿捕状況の説明書を起草し、拿捕した物品の目録を作成しなければならぬ（これら二つの書類には、拿捕された船の船長の奥印が必要である）。そして船のハッチに封をし、手下の船員を乗船させて、この戦利品を審判所の判断を受けるために自国かその植民地の港に送る。敵對船による追跡、拿捕船員の扶養が不可能なこと、時間の不足、敵船舶からの隠蔽

の必要など、そうすることの相当強い理由がない限り、戦利品を海に捨てたり焼却してしまうことは許されていない。損害を修理し、必需品を獲得する場合は除いて、中立国に戦利品を持ち込むことはできない。拿捕者の国の裁判権のもとにある法廷ですべての戦利品は判断される、と一般的には考えられている。しかし、もし中立国の海域で拿捕された場合か、或は、中立国の港で艦装した船による場合は、関係する中立国の判断に属するという主張が一部の著作でなされている。戦時獲得物審判所の組織、法体系、訴訟手続はそれぞれの国でかなり異なっている。このことについての一般的な説明はなかなか与えられない。実際の様にはやり方はこの問題に関する著作について研究する必要がある。

十六、攻撃をうけて敵の砲撃の着弾範囲内にあると、その場所や港は攻められている *besieged* とされる。誰もそこから出入りできないよう囲まれていると、包囲 *invest* ないし封鎖 *blockade* されているとなる。

海上封鎖は、封鎖した国がこれをすべての中立国に通知しなければならぬ。しかし、中立国の国民は、実効性のない封鎖に従う義務があるわけではない。そしてこの原則は一八五六年のパリ会議でも明白に確認された。この会議は「封鎖が効果的でない場合、すなわち、敵の海岸への接近を本当に阻止するに十分な武力で持って維持されているのではない場合、その封鎖は拘束力はない。」と宣言したのである。封鎖を通過しようという企ては国際法違反であり、それを企てる船を拿捕される危険と結末にさらすものである。

十七、和平をもたらすには、三つの方法がある。休戦と戦争以前に交戦国間にあった諸関係の再開、交戦国の一方の完全な降伏ないし他方によるそれ全体の征服が併合、部分的な征服があったりなかったりするが戦争の終了の条件を規定した講和条約の締結、がそれである。講和条約は、通例すべての国際的な困難を解消させ、戦争の本来の原因となった

紛争を解決する。しかし、それらが常に直ちに侵略された領土からの撤退をもたらすとは限らない。なぜなら、その領土は、条約の規定の一部ないし全部の実行の保証として一時的に保持されることがあるかもしれないからである。しかしながら、これらの締結により、戦争捕虜は自由を回復し、不法と宣告された海上戦利品は条約署名の日付に放棄され、すべてのその後の敵対行為は、個人的犯罪と見なされる。

以上が国際法の三部門の主要な要素である。(索引省略、完)